

# 建設協議会協議事項

〔 日時 令和3年11月19日(金)  
午前10時  
場所 第四委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸駅西土地区画整理事業の公共事業再評価について
- 2 指定管理者候補者の選定について（館鼻公園及び八戸市みなと体験学習館）
- 3 自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について
- 4 八戸市手数料条例の一部改正（案）の概要について

## 八戸駅西土地區画整理事業の公共事業再評価について

### 1. 八戸市公共事業再評価の概要

#### (1) 目的

○市が実施する公共事業のうち、「事業採択後、一定期間未着工の事業」や「長期間継続中の事業」について評価し、必要に応じて事業の見直しをすることにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図るもの。

#### (2) 対象事業

①事業採択後5年経過時点で未着工の事業
②事業採択後10年（国交省所管の補助事業5年）経過時点で継続中の事業
③再評価実施後5年（下水道事業10年）経過時点で継続中又は未着工の事業
④社会経済情勢の急激な変化等を考慮し、再評価が特に必要と認められる事業

### 2. 八戸駅西土地區画整理事業の再評価

#### (1) 事業概要

事業名	担当部署	事業方法	総事業費	事業期間	再評価理由
八戸駅西土地區画整理事業	都市整備部 駅西區画整理事業所	国庫補助	280 (億円)	平成9年度 ～ 令和15年度	上記③

#### (2) 再評価判断項目

①事業の進捗に関する視点	⇒	判定 B
②事業の必要性等に関する視点	⇒	判定 A
③事業の投資効果に関する視点	⇒	判定 B
④事業のコスト縮減等に関する視点	⇒	判定 A
⑤環境影響への視点	⇒	判定 A

#### (3) 総合評価

事業名	庁内検討委員会 (対応方針案)	行政改革委員会	対応方針（決定）
八戸駅西土地區画整理事業	継続	継続 (附帯意見：特になし)	継続

# 令和3年度 八戸市公共事業再評価シート

令和3年10月25日

No.	2	担当部署	都市整備部 駅西區画整理事業所 計画換地グループ(70-7555)					
事務事業名	八戸駅西土地區画整理事業							
再評価実施要件	<input type="checkbox"/> 5年未着工 <input type="checkbox"/> 長期継続( 年) <input checked="" type="checkbox"/> 再評価後(5年) <input type="checkbox"/> その他( )							

## 1 事業の概要

総合計画の 施策の体系	分野	政策6.都市整備・公共交通						
	大施策	6-1.市街地の整備						
	中施策	(1)地域の特色を生かした市街地の整備						
	小施策	①良好な市街地の整備						
	事業	八戸駅西土地區画整理事業						
採択年度	平成9年度	用地着手年度	平成 年度	工事着手年度	平成11年度			
終了年度	令和15年度	※令和3年3月17日 第6回変更 (変更前の終了年度 平成40年度)						
事業目的	平成14年東北新幹線盛岡・八戸間が開通し、八戸駅周辺地区は北奥羽圏域の玄関口として、それに相応しいまちづくりが求められている。 そのため、未整備の本地区については、総合的なまちづくりの手法である本事業により、新幹線や都市機能導入の受け皿となる都市基盤施設の整備と宅地の利用増進を図り、広域交通結節点と恵まれた立地条件を活かした本市の顔となるまちづくりを行うことを目的とする。 土地利用計画としては、駅前を中心とした商業・業務地区を設定し都市軸を形成するほか、駅前広場の対極となる位置には、シンボルロード(都市計画道路3・1・1)によって導かれる集客施設を配置して、「人」の地区内への積極的な導入を図り、周辺部については、良好な居住環境を有する一般住宅地で構成することとしている。							
事業内容	○施行面積 96.75ha ○都市計画道路 3・1・1 八戸駅西中央通り線 幅員=40m 延長=179m 3・4・25 八戸駅東西連絡線 幅員=20m 延長=976m 3・4・26 八戸駅南北線 幅員=20m延長=1,293m 3・4・27 松森高田線 幅員=20m延長=2,255m 3・4・28 上谷地内田線 幅員=17m延長=1,127m ○区画道路 幅員=6~12m 延長=17,117m ○特殊道路 幅員=4~10m 延長=2,628m ○公園 近隣公園 16,500㎡ 1箇所 街区公園 2,500㎡ 6箇所 (公園面積計=31,500㎡) ○建物移転 646戸 平均減歩率 31.2%(公共減歩率22.4%、保留地減歩率8.8%)					事業方法	<input checked="" type="checkbox"/> 国庫補助事業 <input type="checkbox"/> 県補助事業 <input type="checkbox"/> 市単独事業	
						財源負担	<input checked="" type="checkbox"/> 国(55、50%) <input type="checkbox"/> 県( %) <input checked="" type="checkbox"/> 市(45、50%)	
事業費	○当初計画総事業費 24,960百万円    ○再評価時総事業費 28,000百万円    ※単位:百万円							
		~H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	小計	残事業 (R4年度~)	合計
	当初計画	24,960	0	0	0	① 24,960	0	24,960
	(うち用地費)	( - )	( - )	( - )	( - )	②( - )	( - )	( - )
	平成9年12月採択							
現計画	19,184	1,285	1,086	1,260	22,815	5,185	⑤ 28,000	
(うち用地費)	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	⑥( - )	
第6回変更								
実績	19,184	1,285	1,117	1,046	③ 22,632	5,368	28,000	
(うち用地費)	( - )	( - )	( - )	( - )	④( - )	( - )	( - )	

2 項目別評価

(1) 事業の進捗に関する視点

A ・ B ・ C

進捗率	計画全体に対する進捗		当初計画に対する進捗		
	事業費割合	80.83%	【③/⑤】	90.67%	【③/①】
	(うち用地費)	( - )	【④/⑥】	( - )	【④/②】
整備状況	項目	当初計画	前回再評価時	今回再評価時	
	家屋移転(戸)	646	422	535	
	道路整備(km)	25.58	14.83	19.67	
事業の進捗に関する説明	<p>【現在の進捗状況】</p> <p>○令和2年度末の整備状況は、家屋移転で約83%、道路整備で約77%となっている。</p> <p>【今後の見込み】</p> <p>○現在、張田地区、下根市地区及び矢沢地区を主に整備中。</p> <p>○都市計画道路は、3・1・1、3・4・26及び3・4・28が全区間完成済み。</p> <p>○令和元年度より都市計画道路3・4・27の橋梁工事を行っており、令和4年度完成予定。</p> <p>○駅前保留地の利活用について、現在検討中。</p> <p>【長期化している要因】</p> <p>○地区内の建物の殆どが要移転建物となっており、権利関係の輻輳や玉突き移転などにより建物移転に時間を要していることによる。</p>				

(2) 事業の必要性等に関する視点

A ・ B ・ C

必要性に関する説明	当初計画時	○八戸駅に隣接するという立地の利便性から、小規模な宅地開発による無秩序な開発が進んでいる。また、道路等の都市基盤施設が未整備であり、自動車の渋滞や災害時の脆弱性などの都市機能が低い状態で宅地化が拡大しており、都市基盤施設の整備と健全な宅地整備を図るためのまちづくりが急務である。
	現在	○東北新幹線が平成14年に八戸駅まで、平成22年に新青森駅まで、そして、平成28年3月には北海道新幹線が新函館北斗駅まで開業し、八戸駅は当市はもとより、北奥羽圏域の玄関口である。また、八戸駅周辺地区は、鉄道やバスの利便性に加え、八戸西スマートICの整備により、高速道路交通とのアクセス性が高まり、広域交通結節点として重要な拠点である。本事業により、駅前広場やシンボルロードが整備され、令和2年にフラット八戸が開業するなど、八戸駅西地区のまちづくりは着実に進んでおり、今後、集客施設や商業施設等が立地することにより、さらなる交流人口および定住人口の増加が見込まれ、宅地の需要も期待される。
その他特記事項	<p>○「早期完成に向けた一層の促進を求める請願(平成23年請願第1号)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関口としての駅周辺整備と事業進捗が、地域活性化に及ぼす影響は大きい。</li> <li>・家屋移転の促進と事業の早期完了にむけて最大限の努力を要望。</li> </ul> <p>○八戸駅西土地地区画整理事業促進協議会(地権者及び地区の代表者で組織する)からの要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期完成のため、予算の確保を要望。</li> </ul> <p>○八戸市の重点事業として「事業の促進に向けた支援」を県に要望</p> <p>○平成31年3月市議会(一般質問)</p> <p>(質問) 今後の事業の進捗について伺いたい。</p> <p>(答弁) 平成30年度末で家屋移転の進捗率は約75%。今後の事業進捗については、家屋移転を進めることが大きなポイントとなるが、複雑に連動する移転になっており時間を要する。地権者との合意形成を図りながら早期事業完了を目指したい。</p> <p>(答弁に対する要望) 1日でも早い事業完了に向けて、格段の努力をお願いしたい。</p> <p>早期に家屋移転が済むような形で、事業を進めていただきたい。</p>	

## (3) 事業の投資効果に関する視点

A ・ B ・ C

事業効果等	評価指標	前回再評価	今回再評価	増減	参考値
	街路事業費用便益比(※)	1.98	1.88		
	区画整理事業費用便益比(※)	1.02	1.02		
	区域内人口	2,284	2,827	543	八戸市: ▲10,032人
	建築行為許可件数	588	895	307	

## ※街路整備費用便益比

単位: 百万円

区分	主な項目	前回再評価	今回再評価
費用項目C	①事業費	12,545.0	14,861.0
	②維持管理費	65.0	87.0
	総費用	12,610.0	14,948.0
便益項目B	①走行時間短縮便益	13,442.0	15,129.0
	②走行経費減少便益	654.0	1,662.0
	③交通事故減少便益	181.0	-107.0
	④冬季便益	2,786.0	3,477.0
	総便益	17,063.0	20,161.0
	地域修正係数	1.461	1.397
	修正総便益	24,929.0	28,164.9
B/C		1.98	1.88

## ※区画整理事業費用便益比

単位: 百万円

区分	主な項目	前回再評価	今回再評価
費用項目C	①事業費	30,317.0	40,648.0
	②維持管理費	392.0	496.0
	③用地費	4,663.0	4,864.0
	総費用	35,372.0	46,008.0
便益項目B	①現在価値	36,255.0	46,847.0
	総便益	36,255.0	46,847.0
B/C		1.02	1.02

費用便益分析手法	<p>○街路整備効果: 「費用便益分析マニュアル」(平成30年2月国土交通省 道路局 都市局)、「道路整備事業における県独自の費用便益分析実施要綱」(令和2年3月 青森県 県土整備部 道路課)</p> <p>○区画整理事業効果: 「土地区画整理事業における費用便益分析マニュアル(案)」(平成21年7月 国土交通省 都市・地域整備局)</p>
特記事項	<p>○街路整備効果: 前回評価と比較しB/Cが小さくなっている。 要因としては、総費用の積算にあたり、事業の経過年数が増えるにつれ、過去の費用分の現在価値への換算率も大きくなることから、前回評価時よりも事業費等が増加した。一方、総便益では、交通量増加に伴い交通事故減少便益が減少したことで、総便益が総費用の上昇率に比べ抑えられたことにより、B/Cが減少となったもの。</p> <p>○区画整理事業効果: 前回評価と比較しB/Cは横ばいとなっている。 便益は、整備後の地価を令和2年保留地売却実績値に基づいて算出したことにより、増加した。</p> <p>○費用便益分析は外部委託をしている。 (受託業者: 株式会社コサカ技研 請負金額: 8,250,000円)</p>

## (4) 事業のコスト縮減等に関する視点

A ・ B ・ C

コスト縮減対策の実施状況	<p>○砕石や舗装材にリサイクル材を使用することによる工事費の縮減。</p> <p>○本事業及び他事業から出た発生土を再利用することによる工事費の縮減。</p> <p>○道路築造工事と上下水道の地下埋設物工事を一体的に施工することによる工事費の縮減。</p>
事業代替案の可能性	<p>○本事業は、八戸駅に隣接するという立地の利便性から、小規模な宅地開発による無秩序な開発が進んでいたため、都市基盤施設の整備と健全な宅地整備を図る目的で始まった事業であり、すでに地権者合意のもと、従前地を換地へ移し変え建物移転や工事が進捗していること、また、道路等の公共施設及び上下水道等の公益施設の整備を総合的に整備改善する区画整理事業による市街地整備が最も有効な手法であることから代替案はない。</p>

## (5) 環境影響への視点

①・B・C

配慮手法	<input type="radio"/>	建築設計段階で省資源、省エネルギーを推進	<input type="radio"/>	建築機械、工事車両には低騒音、低振動、低排出ガスの機械を使用
	<input type="checkbox"/>	建築設計段階で太陽光発電システム、その他再生可能エネルギーの導入	<input type="radio"/>	建設副産物のリサイクル推進
	<input type="radio"/>	施設の緑化	<input type="radio"/>	廃棄物の分別処分
	<input type="radio"/>	再生資源の使用	※ <input type="radio"/> :実施 <input type="checkbox"/> :未実施 <input type="checkbox"/> :対象外	

## 3 総合評価

## (1) 対応方針(案)

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 計画変更	<input type="checkbox"/> 休止	<input type="checkbox"/> 中止	
理由	<p>八戸市都市計画マスタープラン(平成30年3月)において、八戸駅西地区では、文化施設や交流施設等の集客施設の集積を図り、周辺の田園風景と調和のとれた街並みと水準の高い快適な居住環境の形成を図るとされている。このようなまちづくりには、土地区画整理事業が最も有効な手法である。</p> <p>現在は、駅前広場、シンボルロード、フラット八戸、八戸西スマートICが完成し、駅周辺の魅力が増大したことにより、区域内人口は増加傾向にある。今後、集客施設や商業施設等の立地が進むと、交流人口および定住人口のさらなる増加が見込まれる。</p> <p>このようなことから、事業の早期完了を望む地域住民の声を踏まえつつ、幹線道路や近隣公園等の公共施設整備を着実に進め、北奥羽圏域の玄関口として相応しいまちづくりを行っていくため、事業継続としたい。</p>				

## (2) 行政改革委員会意見

委員会評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 計画変更	<input type="checkbox"/> 休止	<input type="checkbox"/> 中止	
附帯意見理由等	特になし				

## (3) 対応方針(決定)

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 計画変更	<input type="checkbox"/> 休止	<input type="checkbox"/> 中止	
理由	対応方針(案)に示したとおり、事業継続とする。				

## 指定管理者候補者の選定について (館鼻公園及び八戸市みなと体験学習館)

館鼻公園及び八戸市みなと体験学習館の指定管理者の公募を行った結果、2団体から応募があり、八戸市指定管理者選定委員会（都市整備部）での審査を経て、下記のとおり指定管理者候補者を選定した。

### 1 対象施設

館鼻公園及び八戸市みなと体験学習館

### 2 指定管理者候補者

団体名：三八五流通株式会社 代表者名：代表取締役 泉山 元

※ 指定管理者としての指定は、議会の議決を要件とすることから令和3年12月市議会定例会での指定議案議決後に行うものである。

### 3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 指定管理料の提案額（5年間分）

204,913千円（市が提示した上限額 204,913千円）

※ 今後、候補者と協議の上、指定管理料を決定するものである。

### 5 公募・選定の概要

#### (1) 選定までの経過

令和3年7月19日（月）	募集要項の公表
令和3年7月30日（金）	公募説明会・現地見学会
令和3年8月26日（木）～9月10日（金）	申請受付
令和3年9月30日（木）	指定管理者選定委員会の開催

※ 書類審査及びヒアリング

#### (2) 応募団体数

2団体（内訳：株式会社 2社）

#### (3) 選定結果

当該指定管理者選定委員会（外部委員4名を含む6名で構成）において、選定基準（別紙1）に基づいて審査を行った結果、三八五流通株式会社が総合的に優れていると評価されたため、当該団体を指定管理者の候補者とした。

（採点結果は別紙2のとおり。）

No.	1 選定基準 (募集要項で定めた基準)	2 審査の観点 (募集要項で定めた観点)	3 配点 ウェイト (募集要項で定めた配点)	4 審査要領		5 審査 配点	6 配点区分				
				事業計画書の対応箇所	審査のポイント		劣る	やや劣る	(現行水準を確保)	優れている	特に優れている
1	市民の平等な利用が確保されるものであること。	施設の設置目的の理解度 施設の管理運営の基本的考え方(公共性の確保、法令の遵守含む)	10点	事業計画書「1 管理運営の基本的考え方」のほか事業計画書全体	当該公の施設の設置目的を踏まえた事業計画となっているか。(偏りはないか) 法令、管理の基準など施設運営の基本的事項を理解・認識しているか。	10点	0~3	4~6	7	8~9	10
2	公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。	公園施設、設備等の維持管理の内容と水準 利用者へのサービスの向上を図るための具体的取組み及び期待される効果	25点	事業計画書「2 施設、設備等の維持管理計画」 事業計画書「3 施設運営の実施計画」 「4 自主事業の実施計画」	施設、設備等の維持管理に関する基本的な考え方は適切か。 提案された維持管理計画は、要求水準に達しているか。 現行の行政サービス水準が確保され、かつ、利用の拡大、サービス向上のための取組みが適切になされる計画であるか。 利用者への対応方針は適切か。(安全確保対策、利用者ニーズの把握、クレーム対応) 供用時間、その他提案等について、考え方は適切か。	10点 15点	0~3 0~4	4~6 5~9	7 10	8~9 11~14	10 15
3	管理に要する経費の縮減を図るものであること。	管理運営に係る収入、経費積算の内容と妥当性 収支計画の実現性	20点	収支計画書 収支計画書及び事業計画書全体	全体経費の縮減が図られているか。(提案額に関する評価) 管理運営に要する経費の積算は適切か。 使用料収入の目標額は適切か。 収支計画と事業計画が整合し、かつ実現可能な計画であるか。	10点 10点	0~3 0~3	4~6 4~6	7 7	8~9 8~9	10 10
4	管理を安定して行う能力を有するものであること。	施設を安定的に管理運営できる人的体制(職員数、経験) 施設を安定的に管理運営できる財政的基盤 類似施設の運営実績	30点	事業計画書「5 人員体制等」(但し(4)を除く) 「6 個人情報の保護」 法人等の経営状況を説明する書類 事業計画書「5 人員体制等」(4) 類似施設の運営実績	施設の運営体制は十分か。 施設管理に従事する者への指導、研修体制は整っているか。 個人情報の保護に関する措置は適切か。 団体の財務状況は良好か。(債務超過となっていないか、黒字経営か) 事業計画の内容を実現できる資産を有しているか。 類似施設を良好に運営した実績があるか。	10点 10点 10点	0~3 0~3 0~3	4~6 4~6 4~6	7 7 7	8~9 8~9 8~9	10 10 10
5	市の重要施策が推進されるものであること。	市内に本社・本部等が所在 当該施設における障害者雇用等についての計画 協働のまちづくりの推進に有効な定期的計画	5点	登記簿謄本等 事業計画書「5 人員体制等」 事業計画書「8 自由提案」の記載内容	市内にある場合は2点を付加。 常時雇用する計画がある場合は2点、福祉的就労や職場体験等の臨時雇用を実施する計画がある場合は1点を付加。 応募団体の八戸市内における定期的な地域貢献に関する計画がある場合1点を付加。	2点 2点 1点					
6	施設の利用促進が図られる自主事業であること。	利用者の増加を図るための自主事業企画・運営及び期待される効果 カフェブースの運営計画及び期待される効果	10点	事業計画書「4 自主事業の実施計画」で判定	利用者の増加が見込める企画・運営となっているか。 自主事業開催時に、日常の管理運営業務に支障が出ない体制となっているか。 利用車の増加が期待できる魅力的な運営計画となっているか。 持続可能な運営計画となっているか。	10点	0~3	4~6	7	8~9	10
合計						100点					



## 館鼻公園及び八戸市みなと体験学習館 指定管理者候補者の選定評価表

選定基準（配点）	満点	指定管理者候補者 （三八五流通株式会社）	指定管理者候補者の提案に対する評価内容	みちのくみなと 未来株式会社
① 市民の平等な利用が確保されるものであること（10点）	60点	48点	・施設の設置目的及び管理の基準を理解しており、適切な運営が期待できる。	43点
② 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること（25点）	150点	120点	・事業計画書の内容が、具体的・現実的で、かつ創意工夫や積極性があり、利用者に対するサービスの向上が期待できる。 ・施設利用の拡大に向けた宣伝・広報活動が適切である。（SNSの活用等）	109点
③ 管理に要する経費の縮減を図るものであること（20点）	120点	92点	・収支計画と事業計画が整合し、実現可能な計画である。	84点
指定管理料基準額及び提案額（5年間）／単位：千円		204,913		204,913
④ 管理を安定して行う能力を有するものであること（30点）	180点	153点	・緊急時の対策、トラブルに対する対処方法が適切である。 ・類似施設の管理運営業務の実績を有している。	112点
⑤ 市の重要施策が推進されるものであること（一律加点）（5点）	30点	24点	・本部・本社等の所在地が八戸市内にある。 ・当該指定管理者施設において障害者の職場体験受け入れの計画がある。 ・応募団体の八戸市内における地域貢献計画がある。	30点
⑥ 施設の利用促進が図られる自主事業であること（10点）	60点	45点	・年間を通じて、子供から大人までを対象にした多くのイベントを計画しており、利用者の増加が見込まれる。 ・カフェブースの利用促進につなげる計画についても提案されている。	51点
合計点 600点（委員6人×100点）	600点	482点		429点

## 自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

1. 事故発生日時 令和3年9月7日（火）午前10時35分頃
2. 事故発生場所 八戸市白銀四丁目103番地  
新町公園
3. 事故発生状況 市の職員が草刈作業中、自走式草刈り機の刃が小石に当たり飛び石が発生し、道路をはさんで反対側に駐車していた車両のボンネットに飛石が当たり破損したものである。
4. 損害賠償の額 68,415円
5. 専決処分日 令和3年10月19日

### 事故発生場所



## 八戸市手数料条例の一部改正（案）の概要について

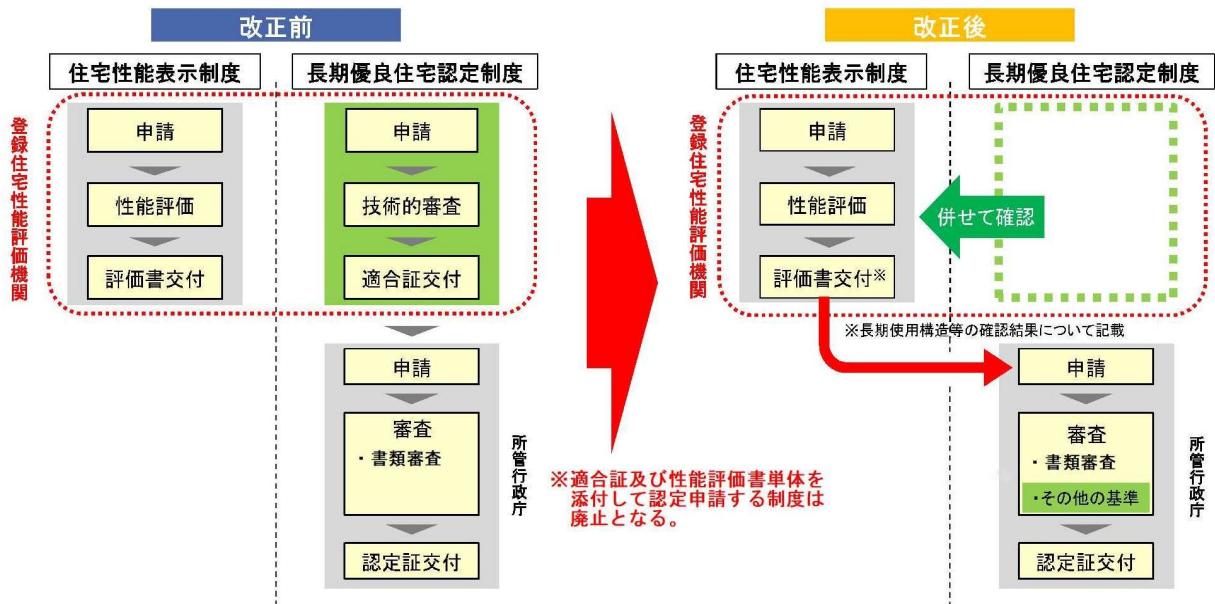
### 1. 改正理由

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（通称：長期優良住宅法）」及び「住宅の品質確保の促進等に関する法律（通称：品確法）」の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の区分を変更し、額を改定するとともに、長期優良住宅の容積率の特例許可申請手数料の額を定め、その他所要の改正をするためのものである。

### 2. 改正の主な概要

#### （1）審査範囲の明確化

登録住宅性能評価機関を活用した認定に係る審査をする場合における当該機関の確認事項の明確化及び特定行政庁の審査範囲の見直しに伴い、当該認定申請及び変更認定申請に係る手数料の区分の統合及び額の改定をする。



#### （2）分譲マンションの住棟申請制度の見直し

分譲マンションなどの区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定を受ける者が、各区分所有者から管理組合に変更となるため、共同住宅等に係る当該認定申請及び変更認定申請手数料の額を認定申請戸数で除する規定を削除する。

#### （3）容積率の特例許可制度の創設

一定の敷地面積を有する認定長期優良住宅について、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合において容積率を緩和する特例が設けられたため、それに関する許可申請手数料を新設する。

#### （4）施行日前に認定を受けた長期優良住宅建築等計画に対する経過措置

施行日前に認定を受けている長期優良住宅建築等計画の変更等については、従前の例によるため、それらに関する認定等の申請手数料を定める。

### 3. 手数料の改正内容 別表第6（土木関係手数料）4の表

以下に例として、手数料表を示す。

● 1の項：新築・増改築の認定申請の場合（抜粋）

新築	現行		改正	
一戸建ての住宅	適合証	6,000円	確認書または 性能評価書一 体	12,000円
	性能評価書	15,000円		
総戸数が5戸以内 の共同住宅等	適合証	12,000円を認定申請 戸数で除した額	確認書または 性能評価書一 体	22,000円
	性能評価書	57,000円を認定申請 戸数で除した額		

）

総戸数が300戸を 超える共同住宅等	適合証	22万円を認定申請戸 数で除した額	確認書または 性能評価書一 体	37万円
	性能評価書	138万円を認定申請戸 数で除した額		

● 2の項：新築・増改築の変更認定申請（譲受人の決定を除く）の場合

※ 1の項と同様の算定方法を基に改正

● 3の項：変更認定申請（譲受人の決定）の場合：区分所有住宅の場合を追加

（金額は変更なし）

● 4の項：地位の承継承認申請の場合：法の一部改正に伴い名称等を改正

（金額は変更なし）

● 5の項：容積率の特例の許可（新設）

→ 16万円（建築基準法第59条の2の容積率等特例許可手数料を準拠）

● 6の項：経過措置として、改正前の法が適用される既認定済物件等の増改築の変更認定申請（譲受人の決定を除く）の場合 ※ 2の項の金額を認定申請戸数で除した額

● 7の項：6の項と同様に、経過措置として、改正前の法が適用される既認定済物件等の変更認定申請（譲受人の決定）の場合 ※ 3の項と同額

● 8の項：6の項と同様に、経過措置として、改正前の法が適用される既認定済物件等の地位の承継承認申請の場合 ※ 4の項と同額

➤ 国から提示された業務の想定所要時間を基に算定しており、金額は県、旧3市でほぼ同額とすることとした。

### 4. 施行期日 令和4年2月20日